

国債証券に関する業務規程の特例の施行規則

(目的)

第1条 この規則は、国債証券に関する業務規程の特例（以下「国債特例」という。）に基づき、本所が定める事項について規定する。

(売買立会開始時までに行われた呼値等の順位)

第2条 国債特例第5条第2号ただし書に規定する売買立会開始時までに行われた呼値の順位及び売買の再開時までに行われた呼値の順位は、抽せんにより決定する。

(呼値に関する事項)

第3条 国債特例第7条第6項の規定により、国債証券の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 呼値の効力

- a 板呼値は、当日の売買立会終了時に効力を失うものとする。
- b 前aの規定にかかわらず、業務規程第27条第2号から第4号までのいずれかの規定により売買停止が行われた場合の呼値の効力については、その都度定めることができる。

(2) 気配表示による呼値の周知

本所は、呼値の値段（条件付取引のうち呼値を最終利回りにより行う取引にあっては、呼値の最終利回り）が、価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲外のものであるとき又は本所が必要と認めたときは、本所が定める方法による一定の表示（以下「気配表示」という。）により、その存在を周知させるものとする。

(3) 気配表示を行う時期等

前号の気配表示を行う時期及びその値段（条件付取引のうち呼値

を最終利回りにより行う取引にあっては、呼値の最終利回り)は、本所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。

(4) 気配表示の更新

第2号の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適當と認める時間を経過するごとに、30銭幅以内の値段(条件付取引のうち呼値を最終利回りにより行う取引にあっては、0.05パーセント幅以内の最終利回り)をもって更新することができる。

(5) 基準値の公表

本所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、国内の他の証券取引所において最終に公表された最終利回り、気配その他の実情を勘案して基準となるべき最終利回りを定め、当該最終利回りを公表する。

(6) 条件付取引の呼値の制限

現物取引参加者は、条件付取引について、売買立会終了時に執行することを条件とする呼値を行ってはならない。

(7) 条件付取引の呼値の対当処理

国債特例第6条に規定する売買における次のa及びbに掲げる板呼値は、当該a及びbに定めるところにより処理するものとする。

a 売呼値が行われているときにおける当該最終利回り(呼値が値段により行われている場合は、当該値段。以下同じ。)より低い最終利回り(呼値が値段により行われている場合は、高い値段。以下同じ。)の買呼値は、当該呼値の限度の最終利回り(呼値が値段により行われている場合は、限度の値段。以下同じ。)までに、これまでに行われている個々の最終利回り(呼値が値段により行われている場合は、個々の値段。以下同じ。)の呼値に対当する呼値として処理するものとする。

b 買呼値が行われているときにおける当該最終利回りより高い最終利回り(呼値が値段により行われている場合は、低い値段。

以下同じ。)の売呼値は、当該呼値の限度の最終利回りまでに、これまでに行われている個々の最終利回りの呼値に対当する呼値として処理するものとする。

(本所が公表する最終利回り及び値段)

第4条 国債特例第9条に規定する本所が公表する最終利回り及び値段は、次の各号に掲げる取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 呼値を最終利回りにより行う取引

- a 約定最終利回り
- b 約定最終利回りを別表第1の算式により算出した値段(銭位未満を切り捨てる。以下同じ。)

(2) 呼値を値段により行う取引

- a 約定値段を別表第2の算式により算出した最終利回り(小数第4位以下を切り捨てる。)
- b 約定値段

(経過利子の計算において差し引く税額相当額)

第5条 国債特例第11条に規定する税額相当額として本所が定める額は、額面総額に当該国債証券の利率を乗じて算出した額に係る源泉徴収税額相当額(円位未満を切り捨てる。)とする。

(板の様式、記載方法及び記載事項の訂正並びに板の取扱い)

第6条 国債特例第12条に規定する板の様式、記載方法及び記載事項の訂正並びに板の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 様式

板の様式は、別表第3のとおりとする。

(2) 記載方法

a 板呼値の記載

板呼値の記載は、売り及び買い別の最終利回り（呼値を値段により行う取引にあっては、値段。以下同じ。）ごとに、現物取引参加者名（本所が定める現物取引参加者の番号。以下同じ。）、数量及び国債特例第7条第4項各号に規定する条件（以下「条件」という。）を、時間の先後が明らかとなる方法により行う。

b 受託時区分の表示

板呼値について、次に定める区分を表示する。

(a) 売買立会開始時前後の区分及び業務規程第27条第2号から第4号までのいずれかの規定により売買の停止が行われた場合における売買の再開時前後の区分

(b) 売買立会開始時から30分ごとの区分。ただし、始めの約定値段が決定される以前及び業務規程第27条第2号から第4号までのいずれかの規定により売買の停止が行われた場合における売買再開後最初の約定値段が決定される以前においては、その表示をしない。

(c) 午前立会、午後立会の区分

c 売買が成立した板呼値の抹消方法

板呼値について、売買が成立したときは、次に定めるところにより、その抹消を行う。

(a) 全部の数量が成立した場合

現物取引参加者名及び数量を事後において判読できる方法により抹消する。

(b) 一部の数量が成立した場合

数量を事後において判読できる方法によりまっ消し、その左側に残数量を記載する。

d 調整により売買が成立した板呼値の表示

板呼値について、国債特例第6条第2項に規定する調整により売買が成立したときは、その旨の表示を行う。

(3) 記載事項の訂正

板呼値の数量の減少となる訂正、板呼値の取消し及び条件の訂正は、現物取引参加者名、数量及び条件を事後において判読できる方法により行う。

(板呼値の周知方法)

第7条 国債特例第13条本文に規定する板呼値の周知は、本所が特に指示する場合を除き、呼値ごとに次の各号に掲げる事項を伝送装置により行うものとする。

- (1) 銘柄
- (2) 売り買いの別
- (3) 最終利回り
- (4) 数量
- (5) 条件
- (6) その他本所が必要と認める事項

付 則

この規則は、昭和54年4月2日から施行する。

付 則

この規則は、昭和56年4月22日から施行する。ただし、第10条第1号の規定は、昭和56年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この規則は、昭和57年1月4日から施行する。
- 2 昭和46年11月1日以後に証券業協会に所属した証券会社（昭和46年10月31日現在、沖縄において証券業者の登録を受けており、かつ沖縄

の復帰時に証券業協会に所属した証券業者を除く。)又は外国証券会社の国内の支店からの売付け又は買付けの受託の場合で、委託を受けた正会員がその委託に関し通信、遙送その他に要した実費を負担している場合は、第16条ただし書の規定にかかわらず、昭和57年1月4日から昭和57年9月30日までの間、売付けについては100分の10以内の率を乗じた額を別に徴収することができるものとし、買付けについては100分の10以内の率を乗じた額を別に交付できる。

付 則

- 1 この規則は、昭和58年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 昭和58年7月における大口売買取引について、呼値を行うときは、翌月の第二土曜日を決済日として指定できないものとし、同翌月の第三土曜日を決済日として指定できるものとする。

付 則

この規則は、平成6年4月1日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成6年4月1日

付 則

- 1 この規則は、平成9年4月21日から施行する。
- 2 大口売買取引に係る売買立会場に掲示する最終利回り及び値段については、改正後の第4条第1項並びに別表第1及び別表第2に係る(注)の規定にかかわらず、本所が定める日まで、なお従前の例による。

(注)「本所が定める日」は平成9年10月19日

付 則

この規則は、平成13年1月4日から施行する。ただし、この規則施行の日前に行われた国債証券の売買(振決国債により決済を行う取引に限る。)に係る決済については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この規則は，平成15年1月8日から施行する。

付 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成24年4月23日から施行する。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。

(別表第1)

$$\text{値段} = \frac{[\text{償還価格} + \text{利率} \times \text{残存期間}] \times 100}{100 + \text{最終利回り} \times \text{残存期間}}$$

(別表第2)

$$\text{最終利回り} = \frac{[\text{利率} + \frac{\text{償還価格} - \text{約定値段}}{\text{残存期間}}] \times 100}{\text{約定値段}}$$

(注) 残存期間は，残存日数(閏日を除外して計算する。以下日数計算について同じ。)を365日で除して算出するものとし，残存日数は，売買契約締結の日から起算して3日目の日の翌日から償還期日までの日数とする。

(別表第3) 板の様式

年　月　日　債　券　(国債(振決国債)取引用) 担当時間　時　分～時　分
担当者

銘　柄	前　日　終	円　　銭	当　日　終	円　　銭	
		・　%		・　%	

最終利回り又は値段 ----- 最終利回り又は値段

(売呼値記載欄)

最終利回り又は値段 ----- 最終利回り又は値段

(買呼値記載欄)

-
- (注) 1 日別に作成し、担当者名及び担当時間を最上段に記載すること。
 2 同一用紙に記載できる銘柄の数は、16銘柄以内とすること。
 3 同一用紙に2銘柄以上を同時に記載する場合は、銘柄ごとにそれぞれ所定の様式に区分し、記載すること。
 4 最終利回り又は値段欄は、適宜必要に応じて設けること。
 5 売呼値は左側から右側へ高い最終利回り(安い値段)から低い最終利回り(高い値段)の順序で、買呼値は左側から右側へ低い最終利回り(高い値段)から高い最終利回り(安い値段)の順序で記入すること。
 6 数量、条件は一定の表示を行うこと。